

埼玉県で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。[平成29年9月現在]

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
埼玉りそな銀行	埼玉りそな銀行ミュージックが 1F 0120-77-3192	協同住宅ローン	http://www.keido.co.jp/company/flat-of-store/index.html
武蔵野銀行	融資企画部機構業務センター 048-644-8518	日本住宅ローン	03-5802-5050
川口信用金庫	芝ローンセンター 0120-126-000	三井住友海上火災保険	金融ソリューション部 フラット35チーム 03-3259-1423
みずほ銀行	みずほ(カード)が 1F 0120-3242-86(11#)	東京クレジットサービス	フラット35営業部 03-5226-3681
りそな銀行	りそなミュージックが 1F 0120-24-3989	アルヒ (BSB モーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/
イオン銀行	http://www.aionbank.co.jp/housing_loan/flat/	旭化成モーゲージ	カスタマーセンター 0120-860-453
楽天銀行	住宅ローンセンター 0120-456-225	全宅住宅ローン	東京ローンセンター 03-3255-0800 埼玉代理店 048-811-1187
住信SBIネット銀行	住宅ローン事業部 フラット35グループ 0120-433-151 (携帯・PHS) 03-6737-9173	ファミリーライフサービス	お客様相談窓口 0422-37-8088
三井住友銀行	東京住信センター 0120-325-023	あいおいニッセイ同和損害保険	投資運用部 03-5789-7112
三井住友信託銀行	インフォメーションデスク 0120-977-641	財形住宅金融	http://www.zaikei.co.jp/
群馬銀行	ローン営業部 個人融資センター 027-254-7181	優良住宅ローン	営業部 03-6457-7572
足利銀行	ローン事業部 028-626-0617	ジェイ・モーゲージバンク	審査部 0120-035-235
常陽銀行	各地域のローンプラザ http://www.jojobank.co.jp/tempo_banque/index.html	オリックス	オリックス・フラット35 ダイレクト担当 0570-003-550
筑波銀行	融資部 029-859-8111	トヨタファイナンス	住宅業務部 052-527-7411
千葉銀行	千葉中央-7F 043-227-8505 都心-7F 04-7163-7111 船橋-7F 047-424-8726	一条住宅ローン	営業推進部 0120-516-171
東京都市銀行	営業統括部クレジット業務センター 住宅機構グループ 03-3295-3282	日本モーゲージサービス	融資本部 0570-035-460
スルガ銀行	フラット35センター 0120-50-8889 スルガ銀行 4F 3F 4F モーゲージセンター 0120-70-8665	シャープファイナンス	サービス営業部 06-4964-6561
東和銀行	事務集中部 融資事務センター 027-223-9814	LIXILホームファイナンス	営業部 http://lhl-homefinance.co.jp/ 0120-173-553
栃木銀行	とちぎんプラザローンセンター 0120-633-151	ハウス・デポ・パートナーズ	営業企画部 03-3517-1100
東日本銀行	インフォメーションセンター 0120-600-185	クレディセゾン	住宅ローンデスク 0120-235-551
八千代銀行	地袋ローンセンター (碓氷町近くの0-地袋) 0120-102-284	ミサワフィナンシャルサービス	営業推進部 営業推進課 03-6316-3662
しのめい信用金庫	融資部 代理貸付係 027-330-1166	ヤマダファイナンスサービス	オペレーション本部 027-345-8023
足利小山信用金庫	ローンプラザ(足利) 0120-21-8106		
足立成和信用金庫	融資部審査グループ 03-3882-3356		
西武信用金庫	03-3384-6111		
東京信用金庫	融資部 03-3984-9111		
城北信用金庫	審査部代理業務グループ 03-3913-4022		
瀬野川信用金庫	融資部代理業務 03-3893-6185		
巣鴨信用金庫	個人ローンセンター 03-3944-2688		
青梅信用金庫	営業推進部 0428-24-1116		
中央労働金庫	中央労働金庫お客様相談デスク 0120-86-6956		

(※)この表は、本店を埼玉県、群馬県、栃木県、東京都、千葉県、茨城県及び静岡県に於ける金融機関のうち埼玉県を取扱エリアとする金融機関と全てのモーゲージバンクを平成27年度貸取申請件数が多い順に並べて掲載しています。

(※)【フラット35】の借入と融資手数料は、取扱金融機関により異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために長瀬町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する長瀬町による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、
当初5年間 年▲0.5%
6年目から10年目まで 年▲0.25%

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、
当初5年間 年▲0.5%

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.36%(平成29年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、長瀬町の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は長瀬町にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、長瀬町から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

<長瀬町から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件>

- 1 お客さまが長瀬町の「長瀬町定住促進事業」による補助金交付の対象であること(注1)
 (注1) 長瀬町定住促進補助金を受けることが条件となります。
 補助の要件については、長瀬町のサイト(<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>)又は同封の長瀬町のチラシをご確認ください。
 なお、今年度の長瀬町の補助事業が終了した場合は【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の受付を終了しますが、詳細は長瀬町にお問い合わせください。
- 2 次の事業要件を満たすこと(注2)
 (注2) 受けられる住宅取得のタイプ(若年子育て、UIJターン)によって要件が異なります。住宅取得のタイプを確認し、次のA又はBのいずれかを満たすことを確認してください。

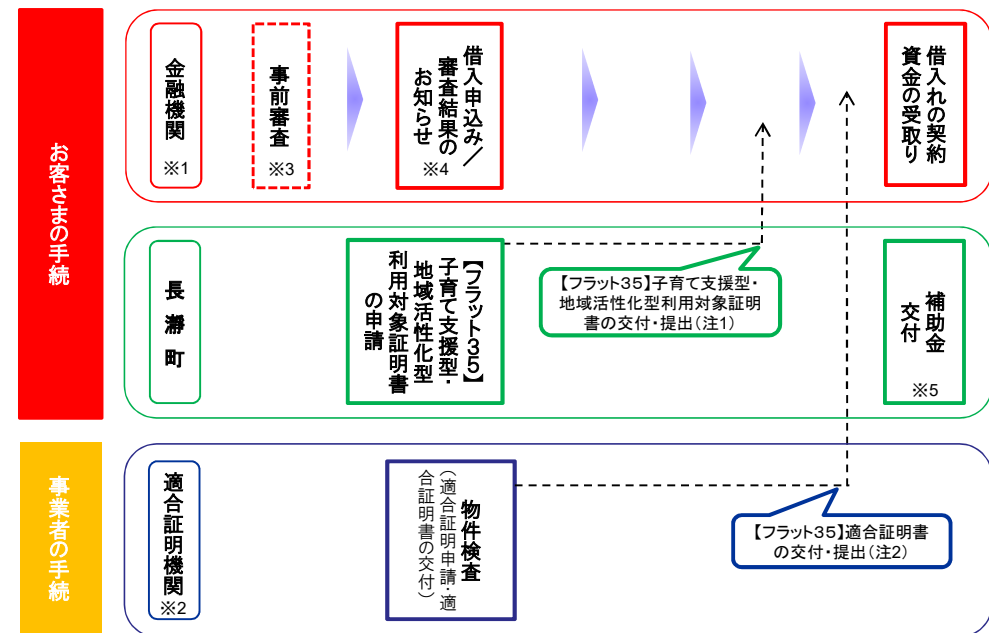
	事業要件
【フラット35】 子育て支援型	<p>A 若年子育て世帯が住宅を取得する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金として、「子育て世帯が住宅を取得する場合」の加算補助金が加算されること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助申請者(申請予定者を含む。)の年齢が補助事業申請時点において満50歳未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業申請時点において出生から満15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある現に同居し扶養する子がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象者及び同一世帯者全員に、本町の町税及び税外収入金の滞納がないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 以前に当該住宅取得奨励補助金を受けていない</p>
【フラット35】 地域活性化型	<p>B UIJターンを契機として、住宅を取得する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、定住の意思をもって長瀬町に転入する者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象者及び同一世帯者全員に、本町の町税及び税外収入金の滞納がないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 以前に当該住宅取得奨励補助金を受けていない</p>



長瀬町役場 企画財政課 0494-66-3111

午前8時30分～午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始を除く)
 《長瀬町役場サイト》 <http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>

利用手続の流れ



- (注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、長瀬町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入の契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
- (※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
- (※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
- (※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- (※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
- (※5) 補助金交付は、長瀬町の制度に基づき実施するものです。

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢より借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

～長瀬町でマイホームの夢叶えませんか～

長瀬町では、町内に新築または中古の住宅を取得し定住される意思をお持ちの方に、住宅取得費用を助成する補助金交付制度を設けています。

この制度を利用すると、世帯の状況等によって最大で100万円の助成を受けることができます。

1 対象

この制度の対象となるのは、定住の意思を持ちかつ市町村民税等の滞納のない、次のいずれかの条件を満たした世帯等です。

- 1 新婚世帯・・・ご夫婦のいずれかが40歳未満である結婚後5年以内の世帯
- 2 子育て世帯・・・中学卒業前のお子さん（※1）を扶養している世帯
- 3 新規転入者・・・町外に3年以上住まわれていた方

2 補助額

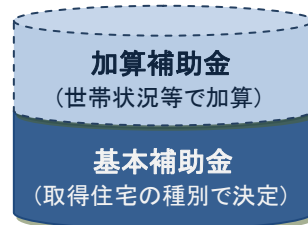
補助金は、基本補助金と加算補助金とがあります。基本補助金は、住宅を新築または中古で取得されるかどうかで額が決まります。これに、世帯の状況等に応じて、加算補助金が加算されます。

I 基本補助金

- ア 新築住宅の取得・・・50万円
- イ 中古住宅の取得・・・25万円

II 加算補助金

- ア 新築住宅の取得
 - I 新婚世帯・子育て世帯・・・30万円
 - II 町内の建築業者（※2）を利用して住宅を取得する・・・20万円
- イ 中古住宅の取得
 - I 新婚世帯・子育て世帯・・・15万円



（補助金額のイメージ）

3 補助金交付の対象とならない場合

公共工事に伴う移転補償を理由とする住宅の取得又は建替えに当たる住宅の取得は、本制度の対象にはなりません。

■ 申込み・問い合わせ

担当：企画財政課 企画財政担当
電話：0494-66-3111 内線221
E-mail:kikazai@town.nagatoro.saitama.jp

※1 15歳に達する日の属する年度の末日までにある子

※2 長瀬町内に事務所を有する建築業法の許可を受けた建築業者（元請に限る）